厚生労働科学研究費補助金　障害者政策総合研究事業
発達障害児者等の地域特性に応じた支援ニーズとサービス利用の実態の把握と
支援内容に関する研究

分担研究報告書

児童発達支援および放課後等デイサービスに関する自治体調査

研究分担者　神尾陽子　国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所
研究協力者　原口英之　国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所

研究要旨　近年、民間運営を主として急増してきた児童発達支援、放課後等デイサービス事業所は、障害種別によらない一元的なサービスを提供するとされている一方、障害種別を踏まえたサービスを提供することが厚生労働省のガイドラインに示されている。しかしながら、早期支援の重要性に関するエビデンスが蓄積されている発達障害児に対して、発達障害の特性を配慮したサービスが実際に提供されているのかについては不明である。本調査は自治体のこれらの把握状況や取り組みの状況を明らかにすることを目的として、47都道府県および20指定都市を対象として行われた。都道府県および指定都市において、就学前児童の1-2％が児童発達支援事業所を、就学児のほぼ1％が放課後等デイサービス事業所を利用していると報告された。ただし、児童発達支援事業の利用率は自治体でばらつきが大きかった（0.49-4.51％）。利用者のうち、発達障害児の利用人数を把握している自治体は少数であった。事業所が特定の診断など利用者制限を設けているかどうかの把握は都道府県では把握しておらず、半数の指定都市は把握していた。自治体として関連機関等との情報共有・引き継ぎの指針を示しているのは、2都道府県、4指定都市と少数にとどまった。自治体が主催して両事業の職員向けに行う研修は、1/3の自治体で実施されるにとどまった。発達障害児に対する早期支援の必要性が認識されている今日、発達障害児の利用実態および発達障害特性を配慮したサービスの質を向上させるために今後、都道府県や指定都市は事業所に対する指針や研修など標準化に向けた対策を講じることが急務と考えられる。

A．研究目的

今日、発達障害の早期発見・早期支援は世界共通の課題である（http://www.who.int/mental_health/action_plan_2013/en/）。一方、早期支援の内容に踏み込む国の基準が不在のなかで、エビデンスに基づく早期支援は地域に定着していない（神尾ら、2016）。発達障害者支援法（平成17年施行）の第三条には「国及び地方公共団体は、発達障害の症状の発現後..（中略）..発達障害の早期発見のため必要な措置を講じるものとする」のように国及び地方公共団体の責務としてその対策を講じることが明記されており、平成28年8月1日に施行された「発達障害者支援法の一部を改正

する法律」（以下「改正法」）には、さらに市町村は早期発見と早期支援を講じなくてはならないこと、そして都道府県はそのための体制整備や技術指導、助言、専門性の向上に必要な措置を行うこと、などが明確に謳われた。

また、近年、児童発達支援、放課後等デイサービスを提供する事業所が急増しており、国保連データによると、平成29年４月実績で、児童発達支援の事業所は全国で4758、利用者数は74680、放課後等デイサービスの事業所は10613、利用者数は160487、となっている（厚生労働省第10回（平成29年９月22日）障害福祉サービス等報酬改定検討チーム資料３）。

児童発達支援、放課後等デイサービスは障害種別によらない一元的なサービスを提供することになっているが、いずれのガイドラインにおいても実際の支援にあたっては障害種別によって支援方法や配慮事項が異なる点を明記している（厚生労働省、2015；厚生労働省、2017）。しかしながら、児童発達支援、放課後等デイサービスの事業所が発達障害のある子どもたちに提供する支援の実態と課題についてはデータに基づいて十分に整理されていない状況にある。

小澤ら（2016）は、全国の児童発達支援、放課後等デイサービスの677事業所（回収率36.1%）から回答を得て、通所支援の状況、職員体制・支援内容、児童の状況、提供しているサービスの質の向上のための取り組み、家族支援、関係機関との連携などについて明らかにしている。調査では全契約児の主たる障害が、「知的障害」が43.2%、「発達障害」が32.2%、「肢体不自由」が6.5%、「聴覚障害」が3.1%、「重症心身障害」が6.4%、「その他」が3.3%、「不明」が5.4%と報告されている。この調査では、「発達障害」は、「知的障害を伴わない（IQが概ね70以上）「広汎性発達障害（自閉症スペクトラム）、注意欠陥／多動性障害、学習障害」」と定義されており、知的障害を伴う発達障害は「知的障害」としてカウントされている。また「主たる障害」が「肢体不自由」、「聴覚障害」、「重症心身障害」、「その他」、「不明」にカウントされており、発達障害を重複合併しているケースは発達障害として統計に含まれていない。そして就学前に支援を要する子どもの多くは知的障害も合併するため、発達障害に特徴的な支援ニーズを有する児童全体の実態を把握することは困難である。

また、児童発達支援、放課後等デイサービス事業所のほとんどは民間運営であり、都道府県など自治体が、自治体内の事業所の支援の実態と課題についてどのように把握し、またそれらの整備にどのような措置をとっているかについては不明である。今後、地域の児童発達支援、放課後等デイサービスの質を高め、普及・定着を推進するためには、改正法に規定されているように自治体の役割は大きく、自治体間での取り組みの違いは、将来の早期支援サービスと発達障害児とその家族に与える効果にも影響するものと考えられる。そうした社会実装の観点から、現時点での自治体の取り組みについての情報を得ることは、自治体の児童発達支援、放課後等デイサービスに対する取り組みの進捗を知り、これらのサービスの効果を評価する際の基礎資料となる。

本研究は、都道府県および指定都市が、児童発達支援、放課後等デイサービスの実態把握に基づく推進措置をおこなっているかについて明らかにすることを目的として計画された。

B．研究方法

1．調査票の作成

調査項目は、児童発達支援と放課後等デイサービスのそれぞれについて後掲する調査票（参考資料１）に示すように、事業所数、１ヶ月間の利用者数とそのうち発達障害または発達障害のある可能性のある児童数、年１回以上の定期的な利用者数の把握の有無、利用者制限のある事業所数の把握の有無、関係機関との情報共有・引き継ぎの指針の有無、研修の有無、住民への情報提供の有無を尋ねるものとした。回答方法は選択式を主とした。

調査票は、全体の研究班班会議において協議を行い、コンセンサスを得て完成させた。

通常、「児童発達支援」は福祉型を指して用いられるが（厚生労働省、2012)、一部の自治体は医療型児童発達支援が実施されていることから、医療型児童発達支援を除いた福祉型児童発達支援についての調査であることを再度連絡し、そのうえで回答を確認してもらった（図１)。

2．調査対象

47都道府県および20指定都市の障害児支援担当部局を対象とした。一覧は参考資料２に示した。追加調査は、医療型児童発達支援のない自治体（14箇所)、すでに回答された児童発達支援センターと事業所の数が各自治体で公表している児童発達支援センターと事業所の一覧表に掲載されている数と一致していることが確認できた自治体（９箇所）を除く残りの自治体（29箇所）に対してのみ実施した。

3．調査方法

本調査の流れは図１に示した通りである。平成29年度11月に47都道府県および20指定都市の計67自治体に調査票を郵送した。平成30年１月～２月にかけてメールと電話で追加調査を実施した。

4．倫理的配慮

本調査は、国立精神･神経医療研究センターの倫理委員会で承認を得て実施した。回答結果は、回答地域が特定されないようプライバシーに十分し、全体をまとめた形で報告することとした。

5．分析

都道府県と指定都市の回答率に関して、Fisherの正確確率検定を行った。また、６地域（北海道･東北、関東、中部、近畿、中国･四国、九州・沖縄）に分けて、回答地域に偏りがあるかどうか、χ^2検定を行った。

児童発達支援および放課後等デイサービスの事業所数については、それぞれが対象とする年齢の児童人口、すなわち１～５歳の児童人口１万人あたりの児童発達支援の事業所数、６～18歳の児童人口１万人あたりの事業所数を「人口比」として算出した。同時に、該当年齢帯の児童人口のうち事業所を利用している割合を「利用率」として算出した。なお、用いた人口データは平成27年の国勢調査に基づいた（政府統計の総合窓口（e-Stat)」)。

児童発達支援および放課後等デイサービスに関する自治体の取り組み状況については、指定都市がある都道府県、指定都市がない都道府県、指定都市に分けて群別に集計し、群によって取り組み状況（利用者のうちの発達障害児（可能性も含む）の数の把握の有無、年１回以上の定期的な利用者数の把握の有無、利用者制限のある事業所の数の把握の有無、関係機関との情報共有・引き継ぎの指針の有無、研修の実施の有無、住民に対する情

報提供の有無）に偏りがあるかどうか、χ^2検定を行った。

C．結果と考察

回答率（表１）

67自治体中54自治体（都道府県38、指定都市16）から回答を得た（回答率は80.6%）。都道府県と指定都市とでは回答率に有意差（両側）は認められなかった（$p = 1.000$）。回答率に地域別（北海道・東北、関東、中部、近畿、中国・四国、九州・沖縄）の偏りも認められなかった（$\chi^2(5) = 3.794, p = 0.579$）。よって、都道府県と指定都市を偏りなく、また地域によって偏りなく回答を得られたと言える。

追加調査の回答は、尋ねた29自治体中26自治体から回答を得られ、うち13自治体が、最初の回答では医療型発達支援の数を含んで回答していたため、修正した数を新たに回答した（図１）。これより、福祉型の児童発達支援についての回答と確認できたのは51自治体であり、残りの３自治体は医療型児童発達支援が含む回答か否かは不明である。

自治体の児童発達支援事業所数と利用者数（表２、表３、表４）

表は指定都市がある都道府県（N=14）、指定都市のない都道府県（N=24）、指定都市（N=16）の３群に分けて、事業所数（センターを含む）、就学前の児童（１歳～５歳）の人口１万人あたりの事業所数（「人口比」）、利用者数と就学前の児童のうちの利用者数の割合（利用率）、そして利用者のうちの発達障害児数と割合を示す。自治体の呈示順は総人口の大きいものから並べた。

児童発達支援事業所数の人口比は、指定都市のある都道府県、指定都市のない都道府県、指定都市のそれぞれに対して平均12.50、12.36、11.99といずれも近似した人口比で設置されている状況がわかった。一方、利用率の平均は、それぞれ1.73、1.49、1.71％と近い数値であった。しかしながら、３群とも群内の自治体間の利用率のばらつきは大きく、１％に満たない自治体から22人に１人は利用している利用率の突出して高い自治体まで幅広かった。利用者のうち、発達障害児の人数を把握している自治体は６都道府県、２指定都市にとどまり、これらの発達障害児の事業所利用率（利用している発達障害児の人数/１-５歳児人口）を単純に比較することは困難であるが、その大部分が１%に満たない数値であった一方で、1.49%と報告された自治体もあった。この利用率が発達障害の有病率を考慮して妥当な数値かどうかは、定義や集計方法について不明なため判断できない。とりわけ、知的障害の明らかでない発達障害児へも早期支援の必要性が認識されている今日、知的障害を伴う、そして伴わない発達障害児の利用者数をそれぞれ分けて行政が把握することが急務と考えられる。

自治体の放課後等デイサービス事業所数と利用者数（表２、表３、表４）

６歳～18歳の児童を対象とした放課後等デイサービス事業について、対象児童人口１万人あたりの事業所数（人口比）の平均は、指定都市のある都道府県、指定都市のない都道府県、指定都市でそれぞれ8.02、7.17、8.56と近似する人口比で設置されていることがわかった。６歳～18歳の児童母集団における利用率の平均はそれぞれ1.23、1.07、1.33％にあり、児童発達支援事業所と比べるとばらつきは大きくなかった。児童発達支援事業所同様、発達障害児の利用者数を把握している自

治体は６都道府県、２指定都市にとどまり、これらの自治体における発達障害児の利用率（利用している発達障害児の人数/６-18歳児人口）は0.06-0.62％と１％に満たず、児童発達支援の発達障害児の利用率と比べると低い数値であった。

児童発達支援に関する自治体の取り組み状況（表５）

前述したように、利用者のうちの発達障害児（可能性も含む）の数を把握していた自治体は少数で、指定都市のある都道府県、指定都市のない都道府県、指定都市の３群で有意差はなかった。一方、年１回以上の定期的な利用者数の把握は大多数の自治体で行われていた。これは国保連データに、月ごとの児童発達支援の利用者数が集計されているためと思われる。しかしながら、児童発達支援の利用者数が一括して集計がなされているため、障害種等について把握することは困難である。

特定の診断や年齢などに関して利用者制限のある事業所数を把握している都道府県はなかった。一方、指定都市では半数が把握していた。これについては、市町村、都道府県のどのレベルで把握できているか明らかでなく、今後、できるだけ都道府県レベルでの実態把握がなされることが期待される。

自治体として児童発達支援センター・事業所と、母子保健、子育て支援、教育機関等との情報共有・引き継ぎの指針を示しているのは、２都道府県、４指定都市と全体としては少なく、指定都市に多い傾向があるが有意差はなかった。指針の現物は２都道府県、３指定都市から提供があった。例えば、１つの自治体では、作成は自治体の障害福祉部局が担当し、内容は、支援の引継等に関する課題と支援のシステム構築の意義、手引きの使い方・考え方、引継等を実施するにあたっての留意点、ライフステージの移行時における支援の引継（縦の連携）、地域内の関係機関間の情報共有・連携（横の連携）、先進事例、そして関係機関一覧などについて記載されていた。１自治体を除く３自治体において自治体のHP上で公開されていた（参考資料３）。

自治体が主催して実施する児童発達支援センター・事業所の職員向け研修については、３群とも１/３の自治体で実施されていた。研修の実施は、発達障害者支援センター事業、あるいは障害児等療育支援事業として行われているものよりも、その他の事業（自治体独自事業、地域生活支援事業、療育センターの事業など）で行われているものが多かった。呈示のあった研修概要からは、「発達障がい専門療育力向上事業」、「障害児通所支援事業所等従事者研修」、「発達障がい児者事業所職員研修」、「発達障害支援基礎研修」、「発達障害児等療育支援職員研修」などの名称で、発達支援等に関する講義・演習、児童発達支援のガイドラインに関する説明、情報交換会、事例検討会などが実施されていた。

住民に対する児童発達支援センター・事業所の一覧（サービス内容、連絡先など）の情報提供はすべての自治体がすでに行っていた。

放課後等デイサービスに関する自治体の取り組み状況（表６）

利用者のうち発達障害児（可能性も含む）数の把握、年１回以上の定期的な利用者の把握、利用者制限のある事業者数の把握、関係機関等との情報共有･引き継ぎの指針の公表、そして住民に対するサービスについての情報提供に関しては、児童発達支援事業所で得ら

れた結果と酷似していた。研修については、指定都市では４割を超えていた他、実施率についても児童発達支援の研修とほぼ同じで、住民に対するサービスについての情報提供もすべての自治体で行われていた。

以上より、放課後等デイサービスに関する自治体の取り組みは、児童発達支援に関する自治体の取り組みにみられた状況と基本的には変わらず、両サービスについての地域の課題は共通するものと考えられる。

D．結論

54自治体から得られた回答から以下のことが明らかになった。

1．児童発達支援事業所の設置状況は、都道府県および指定都市において、就学前児童の１-２％が利用していると報告された。ただし、利用率は自治体でばらつきが大きかった（0.49-4.51％）。放課後等デイサービス事業所については、都道府県および指定都市において、就学児のほぼ１％が利用していると報告された。

2．大多数の自治体で利用者総数は把握されている一方、発達障害児の児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の利用人数を把握している自治体は少数で、これらの地域の児童集団のうちサービスを受けている発達障害児の利用率について知ることは困難であった。

3．自治体として関連機関等との情報共有・引き継ぎの指針を示しているのは、２都道府県、４指定都市と少数にとどまった。自治体が主催する両事業の職員向け研修は、１/３の自治体で実施されているにとどまった。

4．発達障害児に対する早期支援の必要性が認識されている今日、発達障害児の利用実態および発達障害特性を配慮したサービス提供の質を向上させるために今後、都道府県や指定都市は事業所に対する指針や研修など標準化に向けた対策を講じることが急務と考えられる。

E．引用文献

厚生労働省（2012）．児童福祉法の一部改正の概要について．http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisajuhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/setdumeikai_0113_04.pdf（2018年２月26日現在）

厚生労働省（2015）．放課後等デイサービスガイドライン http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000082829.pdf（2018年２月26日現在）

厚生労働省（2017）．児童発達支援ガイドライン http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000171670.pdf（2018年２月26日現在）

小澤温（2016）．障害児支援の現状分析と質の向上に関する研究　平成27年度厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業）総括研究報告書

政府統計の総合窓口（e-Stat. 国勢調査 / 平成27年国勢調査 / 人口等基本集計（男女・年齢・配偶関係，世帯の構成，住居の状態など）全国結果　https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200521&tstat=000001080615&cycle=0&tclass1=000001089055&tclass2=000001089056&stat_infid=000031473212&survey=%E5%9B%BD%E5%8B%A2%E8%AA%BF%E6%9F%BB&result_page=1&second=1&second2=1（2018年２月26日現在）

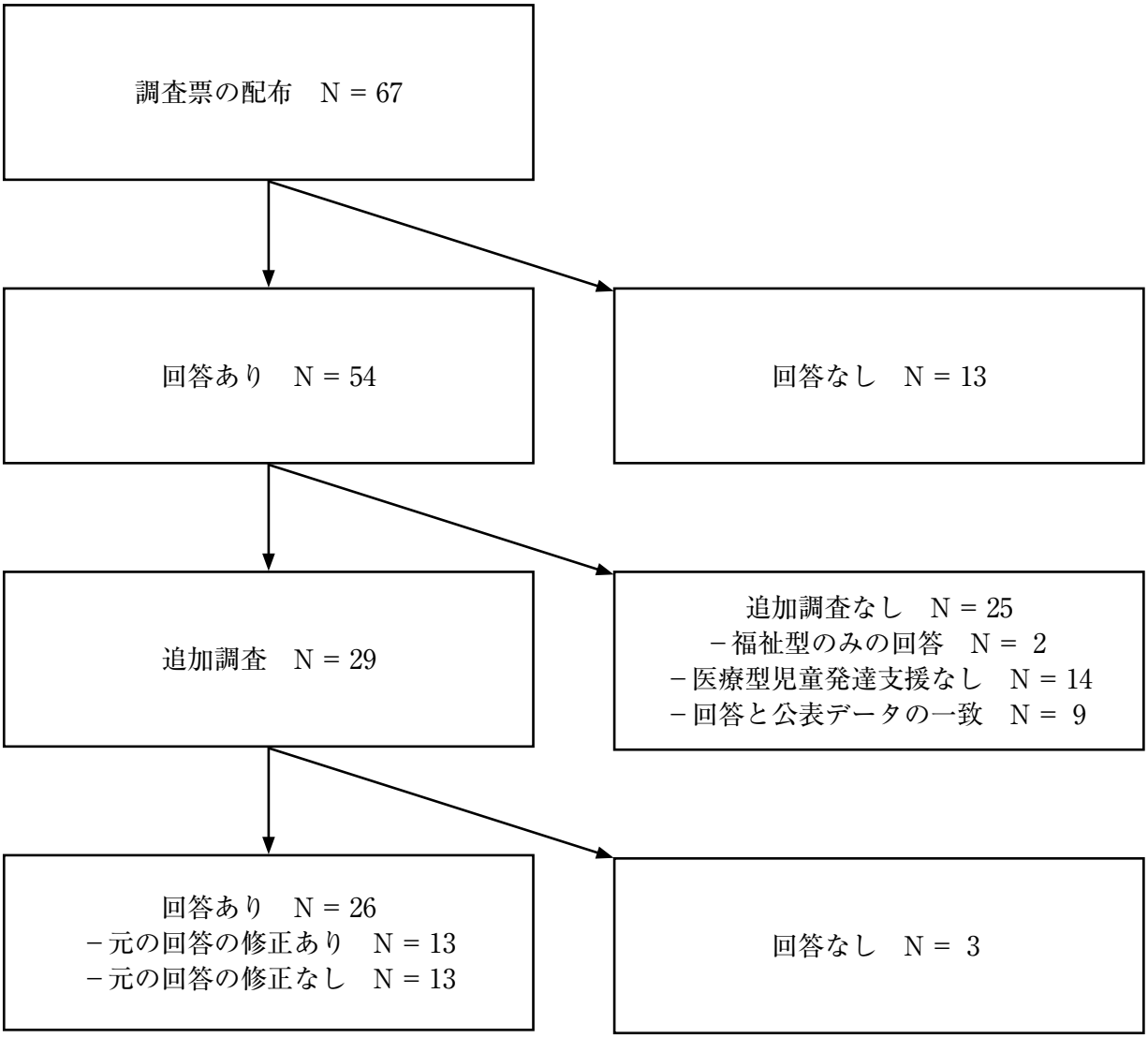
調査票の配布　N = 67
回答あり　N = 54
回答なし　N = 13
追加調査　N = 29
追加調査なし　N = 25
－福祉型のみの回答　N = 2
－医療型児童発達支援なし　N = 14
－回答と公表データの一致　N = 9
回答あり　N = 26
－元の回答の修正あり　N = 13
－元の回答の修正なし　N = 13
回答なし　N = 3

図１　調査の流れ

表１　各地域の回答数と割合

	北海道・東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	合計
都道府県 N (%)	6 / 7 (85.7)	5 / 7 (71.4)	9 / 9 (100)	5 / 7 (71.4)	8 / 9 (88.9)	5 / 8 (62.5)	38/47 (80.9)
指定都市 N (%)	2 / 2 (100)	5 / 5 (100)	2 / 4 (50.0)	2 / 4 (50.0)	2 / 2 (100)	3 / 3 (100)	16/20 (80.0)
合計 N (%)	8 / 9 (88.9)	10/12 (83.3)	11/13 (84.6)	7 /11 (63.6)	10/11 (90.9)	8 /11 (72.7)	54/67 (80.6)

回答した自治体の数/地域の自治体の数

表２　指定都市がある都道府県における事業所数および利用者数（N = 14）

自治体	人口	児童発達支援							放課後等デイサービス						
		1－5 歳児人口	事業所数	人口比	利用者数	利用率	発達障害児数	発達障害児利用率	6 -18歳児人口	事業所数	人口比	利用者数	利用率	発達障害児数	発達障害児利用率
都道府県 1	9164373	369657	308	8.33	5253	1.42	−	−	1039883	654	6.29	11730	1.13	−	−
都道府県 2	8835598	347263	763	21.97	5339	1.54	−	−	1020153	1106	10.84	13071	1.28	−	−
都道府県 3	7526911	333450	457	13.71	−	−	−	−	925346	769	8.31	−	−	−	−
都道府県 4	7310177	290441	277	9.54	2358	0.81	−	−	843753	538	6.38	5979	0.71	−	−
都道府県 5	6242474	240136	321	13.37	3153	1.31	−	−	706169	509	7.21	6686	0.95	−	−
都道府県 6	5502755	223076	287	12.87	4274	1.92	−	−	660798	540	8.17	9345	1.41	−	−
都道府県 7	5370807	190546	566	29.70	6137	3.22	−	−	574222	703	12.24	10535	1.83	−	−
都道府県 8	5125000	223561	193	8.63	2518	1.13	−	−	607224	514	8.46	6675	1.10	−	−
都道府県 9	3674874	151200	116	7.67	2334	1.54	1077	0.71	439825	339	7.71	5746	1.31	1186	0.27
都道府県11	2808773	122620	124	10.11	2424	1.98	−	−	339842	345	10.15	5970	1.76	−	−
都道府県12	2322024	90359	60	6.64	627	0.69	−	−	268189	184	6.86	2563	0.96	−	−
都道府県13	2270264	86199	45	5.22	615	0.71	−	−	261964	87	3.32	1424	0.54	−	−
都道府県17	1908447	78775	94	11.93	3114	3.95	−	−	231156	157	6.79	3450	1.49	−	−
都道府県20	1774538	78745	120	15.24	1731	2.20	−	−	217682	209	9.60	3439	1.58	−	−
平均	4988358	201859	267	12.50	3067	1.73	−	−	581158	475	8.02	6663	1.23	−	−
標準偏差	2584949	104490	209	6.52	1740	0.96	−	−	296897	280	2.23	3602	0.39	−	−
最小値	1774538	78745	45	5.22	615	0.69	−	−	217682	87	3.32	1424	0.54	−	−
最大値	9164373	369657	763	29.70	6137	3.95	−	−	1039883	1106	12.24	13071	1.83	−	−

「１－５歳児人口」と「６－18歳児人口」：平成27年国勢調査結果に基づく。「事業所数」：平成29年４月１日現在の数。「人口比」：児童発達支援の人口比は１歳～５歳の人口１万人あたりの事業所の数、放課後等デイサービスの人口比は６歳～18歳の人口１万人あたりの事業所の数。「利用者数」：平成29年４月サービス提供分の数。「利用率」：児童発達支援の利用率は、１歳～５歳の人口のうちの利用者数の割合、放課後等デイサービスの利用率は６歳～18歳の人口のうちの利用者数の割合。「発達障害児数」：利用者数のうちの発達障害または発達障害の可能性のある児童数。

「発達障害児利用率」：児童発達支援の発達障害児利用率は、１歳～５歳の人口のうちの発達障害児または発達障害のある可能性のある児童の利用者数の割合、放課後等デイサービスの発達障害児利用率は、６歳～18歳の人口のうちの発達障害児または発達障害のある可能性のある児童の利用者数の割合。なお、表３、表４についても同様。

表３　指定都市がない都道府県における事業所数および利用者数（N = 24）

自治体	人口	児童発達支援							放課後等デイサービス						
		1－5 歳児人口	事業所数	人口比	利用者数	利用率	発達障害児数	発達障害児利用率	6 -18歳児人口	事業所数	人口比	利用者数	利用率	発達障害児数	発達障害児利用率
都道府県10	2897065	111900	133	11.89	1793	1.60	−	−	346021	261	7.54	4566	1.32	−	−
都道府県14	2075420	82552	53	6.42	607	0.74	−	−	254650	119	4.67	1911	0.75	−	−
都道府県15	2010698	82779	101	12.20	2433	2.94	−	−	252584	188	7.44	2490	0.99	−	−
都道府県16	1962433	78565	69	8.78	1161	1.48	−	−	233882	131	5.60	2049	0.88	−	−
都道府県18	1896758	68554	68	9.92	960	1.40	652	0.95	222382	102	4.59	1889	0.85	834	0.38
都道府県19	1798886	72807	72	9.89	873	1.20	−	−	219157	136	6.21	2155	0.98	−	−
都道府県21	1637272	71822	173	24.09	3236	4.51	−	−	199613	215	10.77	3073	1.54	−	−
都道府県22	1436683	83100	185	22.26	855	1.03	−	−	214625	300	13.98	3278	1.53	−	−
都道府県23	1363464	53231	55	10.33	912	1.71	−	−	158866	101	6.36	1731	1.09	−	−
都道府県24	1348021	51804	113	21.81	1389	2.68	770	1.49	163739	170	10.38	2453	1.50	629	0.38
都道府県25	1293681	44396	35	7.88	348	0.78	−	−	147082	103	7.00	1411	0.96	−	−
都道府県26	1154008	46425	69	14.86	226	0.49	−	−	139445	88	6.31	1201	0.86	−	−
都道府県27	1152383	47094	44	9.34	467	0.99	−	−	134635	106	7.87	1381	1.03	−	−
都道府県28	1101452	41441	46	11.10	332	0.80	−	−	129341	83	6.42	1199	0.93	−	−
都道府県29	1064009	38990	28	7.18	392	1.01	−	−	122710	43	3.50	877	0.71	−	−
都道府県30	999636	31379	19	6.06	297	0.95	49	0.16	104848	44	4.20	670	0.64	66	0.06
都道府県31	967640	38390	46	11.98	357	0.93	206	0.54	114343	68	5.95	1117	0.98	250	0.22
都道府県32	944320	35860	70	19.52	707	1.97	−	−	111811	85	7.60	1242	1.11	−	−
都道府県33	823553	31205	20	6.41	224	0.72	−	−	100003	61	6.10	816	0.82	−	−
都道府県34	782232	32024	24	7.49	319	1.00	218	0.68	96888	51	5.26	966	1.00	337	0.35
都道府県35	743082	27003	74	27.40	1137	4.21	−	−	82630	101	12.22	1977	2.39	−	−
都道府県36	728276	25745	24	9.32	308	1.20	−	−	80400	50	6.22	704	0.88	−	−
都道府県37	684668	27317	24	8.79	207	0.76	−	−	79872	70	8.76	838	1.05	−	−
都道府県38	565233	23296	27	11.59	151	0.65	−	−	67976	49	7.21	553	0.81	−	−
平均	1309620	51987	66	12.36	820	1.49	−	−	157396	114	7.17	1689	1.07	−	−
標準偏差	565433	23853	46	6.09	761	1.07	−	−	70771	69	2.52	969	0.37	−	−
最小値	565233	23296	19	6.06	151	0.49	−	−	67976	43	3.50	553	0.64	−	−
最大値	2897065	111900	185	27.40	3236	4.51	−	−	346021	300	13.98	4566	2.39	−	−

表４　指定都市における事業所数および利用者数（N = 16）

自治体	人口	児童発達支援							放課後等デイサービス						
		1－5 歳児人口	事業所数	人口比	利用者数	利用率	発達障害児数	発達障害児利用率	6 -18歳児人口	事業所数	人口比	利用者数	利用率	発達障害児数	発達障害児利用率
指定都市１	3734580	152036	80	5.26	1918	1.26	－	－	426515	226	5.30	4636	1.09	－	－
指定都市２	2714497	99433	289	29.06	1700	1.71	－	－	262583	374	14.24	3959	1.51	－	－
指定都市３	1963299	71422	299	41.86	2383	3.34	－	－	204356	340	16.64	4802	2.35	－	－
指定都市４	1569066	68649	15	2.19	842	1.23	－	－	175138	142	8.11	2686	1.53	－	－
指定都市５	1496035	63922	51	7.98	1127	1.76	－	－	156150	104	6.66	1544	0.99	－	－
指定都市６	1472904	52410	43	8.20	1760	3.36	127	0.24	152106	118	7.76	1781	1.17	330	0.22
指定都市７	1291446	53674	42	7.83	441	0.82	－	－	150787	89	5.90	1329	0.88	－	－
指定都市８	1196456	55076	40	7.26	552	1.00	－	－	148161	158	10.66	2582	1.74	－	－
指定都市９	1087182	42637	27	6.33	321	0.75	－	－	119353	95	7.96	1451	1.22	－	－
指定都市10	973856	37771	49	12.97	603	1.60	－	－	114319	85	7.44	1153	1.01	－	－
指定都市11	950568	38430	44	11.45	567	1.48	194	0.56	109548	104	9.49	1771	1.62	682	0.62
指定都市12	806407	34427	23	6.68	758	2.20	－	－	96884	74	7.64	1250	1.29	－	－
指定都市13	797110	31508	22	6.98	324	1.03	－	－	91895	40	4.35	770	0.84	－	－
指定都市14	730708	34172	40	11.71	610	1.79	－	－	93972	80	8.51	1261	1.34	－	－
指定都市15	720986	28669	34	11.86	355	1.24	－	－	82409	75	9.10	1136	1.38	－	－
指定都市16	707625	31542	45	14.27	880	2.79	－	－	88438	63	7.12	1214	1.37	－	－
平均	1388295	55986	71	11.99	946	1.71	－	－	154538	135	8.56	2083	1.33	－	－
標準偏差	823621	31933	88	9.96	645	0.82	－	－	87171	97	3.14	1294	0.38	－	－
最小値	707625	28669	15	2.19	321	0.75	－	－	82409	40	4.35	770	0.84	－	－
最大値	3734580	152036	299	41.86	2383	3.36	－	－	426515	374	16.64	4802	2.35	－	－

表５　児童発達支援に関する自治体の取り組み状況

	指定都市がある都道府県（N = 14）	指定都市がない都道府県（N = 24）	指定都市（N = 16）	χ^2検定
利用者のうち発達障害児（可能性も含む）の数を把握している				
はい	1（7.1）	5（20.8）	2（12.5）	n.s.
いいえ	13（92.9）	19（79.2）	14（87.5）	
年１回以上の定期的な利用者数を把握している				
はい	9（64.3）	20（83.3）	12（75.0）	n.s.
いいえ	5（35.7）	4（16.7）	4（25.0）	
利用者制限のある事業所の数を把握している				
はい	0	0	8（50.0）	
特定の診断のみ受け入れている事業所の数を把握している	−	−	8	$p < .001$
年齢の制限のある事業所の数を把握している	−	−	7	
いいえ	14（100）	14（100）	8（50.0）	
関係機関との情報共有・引き継ぎの指針を示している				
はい	1（7.1）	1（4.2）	4（25.0）	n.s.
いいえ	13（92.9）	23（95.8）	12（75.0）	
研修を実施している				
はい	5（35.7）	8（33.3）	6（37.5）	
発達障害者支援センター事業により実施	2	1	2	n.s.
障害児等療育支援事業により実施	0	1	0	
その他により実施	2	6	4	
いいえ	9（64.3）	16（66.7）	10（62.5）	
住民に対する情報提供を実施している				
はい	14（100）	24（100）	16（100）	−
いいえ	0	0	0	

表6　放課後等デイサービスに関する自治体の取り組み状況

	指定都市がある都道府県（N = 14）	指定都市がない都道府県（N = 24）	指定都市（N = 16）	χ^2検定
利用者のうち発達障害児（可能性も含む）の数を把握している				
はい	1（7.1）	5（20.8）	2（12.5）	n.s.
いいえ	13（92.9）	19（79.2）	14（87.5）	
年1回以上の定期的な利用者数を把握している				
はい	9（64.3）	20（83.3）	12（75.0）	n.s.
いいえ	5（35.7）	4（16.7）	4（25.0）	
利用者制限のある事業所の数を把握している				
はい	0	1（4.2）	8（50.0）	
特定の診断のみ受け入れている事業所の数を把握している	−	1	7	$p < .001$
年齢の制限のある事業所の数を把握している	−	0	6	
いいえ	14（100）	23（95.8）	8（50.0）	
関係機関との情報共有・引き継ぎの指針を示している				
はい	1（7.1）	1（4.2）	4（25.0）	n.s.
いいえ	13（92.9）	23（95.8）	12（75.0）	
研修を実施している				
はい	5（35.7）	9（37.5）	7（43.8）	
発達障害者支援センター事業により実施	2	1	0	n.s.
障害児等療育支援事業により実施	1	1	1	
その他により実施	2	7	5	
いいえ	9（64.3）	15（62.5）	9（56.3）	
住民に対する情報提供を実施している				
はい	14（100）	24（100）	16（100）	−
いいえ	0	0	0	

参考資料１　調査票（都道府県用）

発達障害または発達障害の可能性がある児童の通う
児童発達支援センター・事業所 に関する調査

回　答

１．回答者について

・自治体名：　　部局名

・回答者名：　　電話　　メール

・回答の際に協力をいただいた部局名

２．自治体の人口、年間出生数

・人口　　人

・年間出生数　　人

３．児童発達支援センター・事業所の数

（１）箇所数　　か所（平成29年４月１日現在）

（２）利用者数（実人数）　　人（平成29年４月サービス提供分）

（３）（２）のうち発達障害または発達障害の可能性のある児童数　　人　□不明

４．市区町村の児童発達支援センター・事業所の実態把握状況について

＜利用者数＞

（１）定期的（年１回以上）に、都道府県内の利用者数（総数）を把握していますか？

□はい　□いいえ

＜利用者制限＞

（２）利用者の受け入れに際して条件をつけているセンター･事業所の数を把握していますか？

□はい　□いいえ

「はい」の場合

・特定の診断のみ受け入れている　　か所　□不明

・年齢で制限している　　か所　□不明

参考資料１　調査票（都道府県用）

５．児童発達支援センター・事業所への働きかけについて

＜関係機関との情報共有＞

（１）児童発達支援センター・事業所と、母子保健、子育て支援、教育機関等との情報共有、引き継ぎについて都道府県として指針を示していますか？　□はい　□いいえ

「はい」の場合

＊指針の概要の分かる資料を添付してください。

＜研修＞

（２）対象を児童発達支援センター・事業所の職員に特化した研修を、都道府県主催で実施していますか？　□はい　□いいえ

「はい」の場合（複数回答可）

□発達障害者支援センターの事業により実施

□障害児等療育支援事業により実施

□その他（　　）

＊研修の概要の分かる資料を添付してください。

６．住民に対する情報提供状況について

（１）児童発達支援センター・事業所の一覧（サービス内容、連絡先など）を住民向けに公開していますか？　□はい　□いいえ

「はい」の場合

＊公表内容の分かる資料を添付してください。

上記の項目に関連してご意見がありましたら自由にお書きください（任意）。

ご回答ありがとうございました。

参考資料１　調査票（都道府県用）

発達障害または発達障害の可能性がある児童の通う
放課後等デイサービス事業所 に関する調査

回　答

１．回答者について

・自治体名：　　部局名

・回答者名：　　電話　　メール

・回答の際に協力をいただいた部局名

２．自治体の人口、年間出生数

・人口　　人

・年間出生数　　人

３．放課後等デイサービス事業所の数

（１）箇所数　　か所（平成29年４月１日現在）

（２）利用者数（実人数）　　人（平成29年４月サービス提供分）

（３）（２）のうち発達障害または発達障害の可能性のある児童数　　人　□不明

４．市区町村の放課後等デイサービス事業所の実態把握状況について

＜利用者数＞

（１）定期的（年１回以上）に、都道府県内の利用者数（総数）を把握していますか？

□はい　□いいえ

＜利用者制限＞

（２）利用者の受け入れに際して条件をつけている事業所の数を把握していますか？

□はい　□いいえ

「はい」の場合

・特定の診断のみ受け入れている　　か所　□不明

・年齢で制限している　　か所　□不明

参考資料１　調査票（都道府県用）

５．放課後等デイサービス事業所への働きかけについて

＜関係機関との情報共有＞

（１）放課後等デイサービス事業所と、母子保健、子育て支援、教育機関等との情報共有、引き継ぎについて都道府県として指針を示していますか？　□はい　□いいえ

「はい」の場合

＊指針の概要の分かる資料を添付してください。

＜研修＞

（２）対象を放課後等デイサービス事業所の職員に特化した研修を、都道府県主催で実施していますか？　□はい　□いいえ

「はい」の場合（複数回答可）

□発達障害者支援センターの事業により実施

□障害児等療育支援事業により実施

□その他（　　）

＊研修の概要の分かる資料を添付してください。

６．住民に対する情報提供状況について

（１）放課後等デイサービス事業所の一覧（サービス内容、連絡先など）を住民向けに公開していますか？　□はい　□いいえ

「はい」の場合

＊公表内容の分かる資料を添付してください。

上記の項目に関連してご意見がありましたら自由にお書きください（任意）。

ご回答ありがとうございました。

参考資料１　調査票（指定都市用）

発達障害または発達障害の可能性がある児童の通う
児童発達支援センター・事業所 に関する調査

回　答

１．回答者について

・自治体名：　　部局名

・回答者名：　　電話　　メール

・回答の際に協力をいただいた部局名

２．自治体の人口、年間出生数

・人口　　人

・年間出生数　　人

３．児童発達支援センター・事業所の数

（１）箇所数　　か所（平成29年４月１日現在）

（２）利用者数（実人数）　　人（平成29年４月サービス提供分）

（３）（２）のうち発達障害または発達障害の可能性のある児童数　　人　□不明

４．児童発達支援センター・事業所の実態把握状況について

＜利用者数＞

（１）定期的（年１回以上）に、市内の利用者数（総数）を把握していますか？

□はい　□いいえ

＜利用者制限＞

（２）利用者の受け入れに際して条件をつけているセンター･事業所の数を把握していますか？

□はい　□いいえ

「はい」の場合

・特定の診断のみ受け入れている　　か所　□不明

・年齢で制限している　　か所　□不明

５．児童発達支援センター・事業所への働きかけについて

＜関係機関との情報共有＞

（１）児童発達支援センター・事業所と、母子保健、子育て支援、教育機関等との情報共有、引き継ぎについて市として指針を示していますか？　□はい　□いいえ

「はい」の場合

＊指針の概要の分かる資料を添付してください。

＜研修＞

（２）対象を児童発達支援センター・事業所の職員に特化した研修を、市主催で実施していますか？　□はい　□いいえ

「はい」の場合（複数回答可）

□発達障害者支援センターの事業により実施

□障害児等療育支援事業により実施

□その他（　　）

＊研修の概要の分かる資料を添付してください。

６．住民に対する情報提供状況について

（１）児童発達支援センター・事業所の一覧（サービス内容、連絡先など）を住民向けに公開していますか？　□はい　□いいえ

「はい」の場合

＊公表内容の分かる資料を添付してください。

上記の項目に関連してご意見がありましたら自由にお書きください（任意）。

ご回答ありがとうございました。

参考資料１　調査票（指定都市用）

発達障害または発達障害の可能性がある児童の通う 放課後等デイサービス事業所 に関する調査

回　答

１．回答者について

・自治体名：　　部局名

・回答者名：　　電話　　メール

・回答の際に協力をいただいた部局名

２．自治体の人口、年間出生数

・人口　　人

・年間出生数　　人

３．放課後等デイサービス事業所の数

（１）箇所数　　か所（平成29年４月１日現在）

（２）利用者数（実人数）　　人（平成29年４月サービス提供分）

（３）（２）のうち発達障害または発達障害の可能性のある児童数　　人　□不明

４．放課後等デイサービス事業所の実態把握状況について

＜利用者数＞

（１）定期的（年１回以上）に、市内の利用者数（総数）を把握していますか？

□はい　□いいえ

＜利用者制限＞

（２）利用者の受け入れに際して条件をつけている事業所の数を把握していますか？

□はい　□いいえ

「はい」の場合

・特定の診断のみ受け入れている　　か所　□不明

・年齢で制限している　　か所　□不明

５．放課後等デイサービス事業所への働きかけについて

＜関係機関との情報共有＞

（１）放課後等デイサービス事業所と、母子保健、子育て支援、教育機関等との情報共有、引き継ぎについて市として指針を示していますか？　□はい　□いいえ

「はい」の場合

＊指針の概要の分かる資料を添付してください。

＜研修＞

（２）対象を放課後等デイサービス事業所の職員に特化した研修を、市主催で実施していますか？　□はい　□いいえ

「はい」の場合（複数回答可）

□発達障害者支援センターの事業により実施

□障害児等療育支援事業により実施

□その他（　　）

＊研修の概要の分かる資料を添付してください。

６．住民に対する情報提供状況について

（１）放課後等デイサービス事業所の一覧（サービス内容、連絡先など）を住民向けに公開していますか？　□はい　□いいえ

「はい」の場合

＊公表内容の分かる資料を添付してください。

上記の項目に関連してご意見がありましたら自由にお書きください（任意）。

ご回答ありがとうございました。

参考資料３　児童発達支援センター・事業所／放課後等デイサービスと、母子保健、子育て支援、教育機関等との情報共有、引き継ぎに関する指針（実物提供のあった５自治体の資料）

大阪府：支援者のための発達障がいのある方のための支援の引継等に関する手引き
http://www.pref.osaka.lg.jp/chiikiseikatsu/hattatsusyogai_osaka/2703hikitsugi_tebiki.html
（2018年３月１日現在）

沖縄県：新サポートノートえいぶる
http://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/shogaifukushi/eiburu2.html（2018年３月１日現在）

横浜市：横浜市版放課後等デイサービスガイドライン
http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/fukushi-hoken/tusyo/file/yokohamabanhoudeiguideline.pdf（2018年３月１日現在）

浜松市：サポートかけはしシート

大阪市：大阪市発達障がい者支援指針
http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000303813.html（2018年３月１日現在）

参考資料２　本調査の回答部局

都道府県および指定都市名は省略

都道府県

・保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課
・健康福祉部障害福祉課
・保健福祉部障害福祉課
・健康福祉部障害福祉課
・健康福祉部障がい福祉課
・保健福祉部こども未来局
・保健福祉部障害福祉課
・保健福祉部障害福祉課
・福祉部障害者支援課
・健康福祉部障害福祉事業課
・保健福祉局福祉部障害福祉課
・福祉保健部障害福祉課
・厚生部障害福祉課
・健康福祉部障害保健福祉課
・健康福祉部障害福祉課
・福祉保健部障害福祉課
・健康福祉部障がい者支援課
・健康福祉部障害福祉課
・健康福祉部障害者支援局障害福祉課
・健康福祉部障害福祉課
・健康福祉部障がい福祉課
・福祉部障がい福祉室地域生活支援課
・健康福祉部障害福祉局障害者支援課
・健康福祉部障害福祉課
・福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課
・福祉保健部子育て王国推進局子ども発達支援課
・健康福祉部障がい福祉課
・保健福祉部障害福祉課
・健康福祉局障害者支援課
・保健福祉部障がい福祉課
・健康福祉部障害福祉課
・保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課
・地域福祉部障害保険福祉課
・福祉労働部障がい福祉課
・健康福祉部子ども障がい福祉局障がい者支援課
・障害福祉課
・保健福祉部障害福祉課
・子ども生活福祉部

指定都市

・保健福祉部障がい福祉課
・健康福祉局障害福祉部障害者支援課
・障害支援課
・保健福祉局高齢障害部障害福祉サービス課
・こども青少年局障害児福祉保健課
・健康福祉局障害計画課
・健康福祉局福祉部障害政策課
・福祉部障がい福祉課介護給付係
・健康福祉部障害保健福祉課
・子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
・福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター発達障がい者支援室
・発達障害者支援センター
・健康福祉局障害福祉部障害自立支援課
・保健福祉局障害福祉部障害者支援課
・こども未来局こども部こども発達支援課
・健康福祉局障がい者支援部障がい保健福祉課